

株主総会資料の電子提供に関する制度の概要

書類	対象会社	電磁的方法による提供(注1)		ウェブ開示によるみなし提供(注2)		ウェブ修正
		利用条件	書面請求権	利用条件	書面請求権	
招集通知(書面)	①取締役会設置会社、②議決権行使書面採用会社、③電子投票採用会社(会社法299条2項)	株主の承諾(会社法299条3項)	なし	利用不可	N/A	規定なし
株主総会参考書類	①議決権行使書面採用会社(会社法301条1項)、②電子投票採用会社(会社法302条1項)	招集通知の電磁的方法による提供についての株主の承諾(会社法301条2項・302条2項)	あり(会社法301条2項・302条2項)	①定款の定め、②監査役等の異議がないこと ※一部の事項のみ利用可能(会社法施行規則94条1項)	なし	規定あり(会社法施行規則65条3項)
議決権行使書面	議決権行使書面採用会社(会社法301条1項)	招集通知の電磁的方法による提供についての株主の承諾(会社法301条2項)	あり(会社法301条2項)	利用不可	N/A	規定なし
事業報告(監査報告含む。)	取締役会設置会社(会社法437条)	招集通知を電磁的方法により提供する場合には必ず電磁的方法により提供(会社法施行規則133条2項)	なし	①定款の定め、②監査役等の異議がないこと、③(監査役等が請求した場合)現に提供される部分が監査報告の対象の一部であることを株主に通知すること ※一部の事項のみ利用可能(会社法施行規則133条3項から5項まで)	なし	規定あり(会社法施行規則133条6項)(注4)
計算書類(監査報告・会計監査報告含む。)	取締役会設置会社(会社法437条)	招集通知を電磁的方法により提供する場合には必ず電磁的方法により提供(会社計算規則133条2項)	なし	①定款の定め、②(監査役等が請求した場合)現に提供される部分が監査報告の対象の一部であることを株主に通知すること ※一部の事項のみ利用可能(会社計算規則133条4項から6項まで)	なし	規定あり(会社計算規則133条7項)(注4)
連結計算書類(監査報告・会計監査報告含む。)	会計監査人設置会社である取締役会設置会社(会社法444条6項)	招集通知を電磁的方法により提供する場合には必ず電磁的方法により提供(会社計算規則134条1項・2項)(注3)	なし	①定款の定め、②(監査役等が請求した場合)現に提供される部分が監査報告の対象の一部であることを株主に通知すること (会社計算規則134条4項から6項まで)	なし	規定あり(会社計算規則134条7項)(注4)

(注1)電磁的方法による提供:主に3種類が想定されている(①Emailによる方法、②情報をウェブサイトに掲載し書面又はEmail等により当該ウェブサイトアドレスを通知する方法、③情報が保存された媒体を交付する方法)

(注2)ウェブ開示によるみなし提供:情報を一定期間(招集通知を発出する時から株主総会の日から3か月が経過する日までの間)ウェブサイトに掲載し当該ウェブサイトのアドレスを株主に通知することにより当該情報を提供したものとみなす制度

(注3)連結計算書類についての監査報告・会計監査報告は招集通知の提供の際に必ず提供しなければならないものではないが、会社が提供することを定めた場合には、表記載の方法により提供しなければならない(会社計算規則134条2項)。

(注4)監査報告・会計監査報告についての規定はない。